

2016年11月24日(木)

米子市淀江地域審議会 会長 長谷川晋也様

2017年3月7日

地域審議会開催のお願い

土光議員 質問関係資料1

米子市淀江地域審議会条例第7条第3項の規程により、下記の協議のため地域審議会の開催の請求を致します。

条例第3条第2項の「審議会は、当該区域に係る事務に関し必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。」との規程に基づき、以下のことを審議会としての意見として市長に述べるのが妥当かどうかについて

1. 米子市は、淀江町における管理型産廃処分場計画に対して説明責任を果たし、淀江町地域の住民の意見を聞くべきである。
2. 米子市は、鳥取県環境管理事業センターに、淀江町全域にきちんと説明責任を果たさせることを指導すべきである。

(理由)

1. について

計画されている処分場の土地において、平成4年に淀江町と淀江町土地改良区の覚書で「一般不燃物」を搬入することになっている、また、淀江町と環境プラント工業株式会社との開発協定においては、当該土地を目的外には使用しないことが定められている。

つまり、当時の淀江町民の意思として当該土地は「一般廃棄物処分場」としてのみの使用に限ることが示されている。合併により、当時の「覚書」「開発協定」を新米子市が引き継いだとはいえ、これらの変更を要する事柄に関しては、米子市は説明責任を果たし、改めて淀江町地域の住民の意思を確認することが必要だと考える。

2. について

鳥取県環境管理事業センターは、以下の状況(①②③)にもかかわらず、計画を実行にうつすため、具体的な条例手続きに入ろうとしている。

- ① 計画地内の土地の使用のめどがたっていない。
- ② 関係自治会に対する事前説明は終了していない。
- ③ 事業計画案に関しての技術的な説明に応じていない。

この計画に関し、淀江町地域の有権者の過半数にのぼる住民は「反対の意向」「その安全性に関しての不安」を表明している。(「大山ふもとの自然環境と米子の水を守る会」が行っている、計画の白紙撤回を求める署名数は、10月26日現在で総数23,668名(うち淀江地域内の数4,632名))

米子市は、市民の安全・安心を守るため、事業センターに対して十分な対応を求めるべきである。

米子市淀江地域審議会委員

